

盛岡広域振興局長告示第50号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和5年10月24日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311410070	医療法人社団終会	医療法人社団終会森整形外科	八幡平市大更第25地割117番地2	令和5年9月30日